		使用は、ITU-R勧告M.690-3に従わなければならない。海上移動業務の移動局は、遭難及び緊急の目的のためにのみ、航空非常用周波数121.5MHz及び共同の捜索救助作業のために航空補助周波数123.1MHzで、いずれの周波数についても種別A3Eの発射を使用して航空移動業務の局と通信することができる（第5.111号及び第5.200号参照）。この場合においては、これらの局は航空移動業務を規律する関係政府間の特別取決めに従う。

改　付録第17号　海上移動業務用のHF帯の周波数及びチャネル配列（第52条参照）

第１附属書* 2016年12月31日まで有効な海上移動業務用のHF帯の周波数及びチャネル配列

*　事務局による注：第１附属書は、付録第17号(WRC-07、改)の全文を含む。

B部 - チャネル配列

改　第Ⅰ節 - 無線電話

1　海上移動業務に分配された周波数帯において海岸局及び船舶局が使用すべき周波数の無線電話チャネルの配列は、次の節に掲げる。

A節―　復信（2周波数）通信のための単側波帯送信周波数（kHzで示す。）の表

B節―　単信（1周波数）通信及び船舶相互間クロス・バンド（2周波数）通信のための単側波帯の送信周波数（kHzで示す。）の表

C－1節―　国定業務と共用する4000－4063kHzの周波数帯における船舶局のための推奨される単側波帯の送信周波数　(kHzで示す。）の表

C－2節―　国定業務と共用する8100－8195kHzの周波数帯における船舶局及び海岸局のための推奨される単側波帯の送信周波数（kHzで示す。）の表

2　ITU-R勧告M.1173-1で規定される単側波帯送信機の技術特性を使用する。

3　A節の１又は２以上の周波数連（５に掲げる周波数を除く。）は、各海岸局に割り当てられる。各海岸局は、これらの周波数を単側波対に組み合わせて使用する（第52.226号参照）。各対は、１送信周波数及び１受信周波数から成る。周波数連は、業務区域を考慮し、かつ、異なった海岸局の業務の間の有害な混信をできる限り避けるように選定しなければならない。

4　B節の周波数は、通信の要求に応じて、船舶から海岸局への伝送及び船舶相互間の通信のために全ての種類の船舶の世界的共通使用に充てられる。これらの周波数は、尖頭包絡線電力が1kWを超えないことを条件として、海岸局の伝送（単信通信）のため、世界的共通使用も許される（勧告第304参照）。

5　A節の次の周波数は、呼出しのために分配する。

―　4MHz帯の第421チャネル
―　6MHz帯の第606チャネル
―　8MHz帯の第821チャネル
―　12MHz帯の第1221チャネル
―　16MHz帯の第1621チャネル
―　18MHz帯の第1806チャネル
―　22MHz帯の第2221チャネル
―　25MHz帯の第2510チャネル

搬送波周波数12290kHz及び16420kHzにおける呼出しは、救難調整本部との間に限り（第30.6.1号参照）、決議第352(WRC-03)を条件として、認められる（第52.221A号及び第52.222A号参照）。

A節、B節、C-1節及びC-2節の残りの周波数は、通信周波数である。

5A　遭難及び安全の目的のための海岸局及び船舶局によるA節に掲げる次の搬送周波数の使用については、第31条を参照する。

4125 kHz（第421チャネル）
6215 kHz（第606チャネル）
8291 kHz（第833チャネル）
12290 kHz（第1221チャネル）
16420 kHz（第1621チャネル）

6　a)　海上移動業務に専用に分配された4000kHz-27500kHzの間の周波数帯において単側波帯の発射を使用する海上無線電話の局は、A節及びB節に掲げる搬送波周波数によってのみ運用しなければならず、アナログ無線電話の場合は、ITU-R勧告M.1173-1に定める技術特性に一致していなければならない。

b)　船舶局が、4000-4063kHzの周波数帯において単側波帯の発射に周波数を使用する場合又は、船舶局及び海岸局が、8100-8195kHzの周波数帯において単側波帯の発射に周波数を使用する場合は、C-1節及びC-2節それぞれに掲げる搬送波周波数で運用しなければならない。アナログ無線電話の場合、機器の技術特性はITU-R勧告M.1173-1に定めるものでなければならない。

c)　無線局は、アナログ無線電話に単側波帯モードを採用する場合、種別J3Eの発射のみを使用しなければならない。デジタル通信については、種別J2Dの発射を使用する。

7　C－2節に定めるチャネル計画は、主管庁が、この規則の関連規定に従って、8100－8195kHzの周波数帯において無線電話を使用する局以外の海上移動業務の局に対して割当てを行う権利及びその割当ての通告を行う権利を侵害しない。

8　（削　WRC-03）

第２附属書　2017年１月１日に発効する海上移動業務用のHF帯の周波数及びチャネル配列

改　p)　注i)、j)、n)及びo)の付された周波数を除き、これらの補助周波数帯は、（例えば、ITU-R勧告M.1793の最新版に記載されているような）海上移動業務におけるデジタル変調方式のための周波数帯である。この場合、第15.8条の規定が適用される。

改　t)　4065-4146kHz、4351-4438kHz、6200-6224kHz、6501-6525kHz、8195-8294kHz、8707-8815kHz、12230-12353kHz、13077-13200kHz、16360-16528kHz、17242-17410kHz、18780-18825kHz、19755-19800kHz、22000-22159kHz、22696-22855kHz、25070-25100kHz及び26145-26175kHzの周波数帯は、付録第25号の割当計画に従って、デジタル変調方式を使用する海上移動業務の局に対し混信を生ずることなく、保護を求めないことを条件として、ITU-R勧告M.1798の最新版に述べるデジタル変調方式に使用することができる。デジタル変調方式は、占有周波数帯幅が2800Hzを超えないこと、全て１周波数チャネル内に位置すること、海岸局の尖頭包絡線電力が10kWを超えないこと及び船舶局の尖頭包絡線電力が１チャネル当たり1.5kWを超えないことを条件として使用することができる。

改　v)　4146-4152kHz、6224-6233kHz、8294-8300kHz、12353-12368kHz、16528-16549kHz、18825-18846kHz、22159-22180kHz及び25100-25121kHzの周波数帯は、無線電話を使用する海上移動業務の局に対し混信を生ずることなく、保護を求めないことを条件として、ITU-R勧告M.1798の最新版に定める単信デジタル変調方式に使用することができる。デジタル変調方式は、占有周波数帯幅が2800kHzを超えないこと、全て１周波数チャネル内に位置すること、海岸局の尖頭包絡線電力が10kWを超えないこと及び船舶局の尖頭包絡線電力が１チャネル当たり1.5kWを超えないことを